

公 示 日 : 2022 年 9 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 22a00529

国 名 : ベトナム

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理グループ第一チーム

調 達 件 名 : ベトナム国バリアブントウ省環境配慮型及び IT 活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (工業団地環境管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 工業団地環境管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 11 月上旬から 2023 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 1.30、合計 2.00
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
13 日	21 日	13 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 10 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、JICA より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご

連絡がなく、JICAがプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2022年10月25日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務経験の分野	環境配慮型工業団地に係る各種調査
対象国及び類似地域	東南アジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム国バリアブントウ (BRVT : Ba Ria-Vung Tau) 省は、ベトナム南部に位置し、カンボジア、タイを結ぶ南部経済回廊の玄関口として、ベトナムにおける主要な経済地域のひとつとなっている。この地域は、石油とガスの埋蔵量が豊富であり、ベトナムの石油埋蔵量の約93パーセント、天然ガス埋蔵量の16パーセントが同省に集中しており、石油化学、石油探査、機械、発電、LPG、肥料、鉄鋼、物流、建築資材等の産業に対して大規模な投資が行われている。一方で、同省は海洋をはじめとした自然資源に恵まれており、観光も主要産業の一つと位置付け、産業発展と環境保全のバランスを取る政策を進めてきた。

日本政府は、バリアンタウ省への協力を古くから実施しており、2005年にカイメップ・チーバイ国際港開発支援の円借款事業を開始、2015年には同港の供用を開始している。また、2011年の日越両政府間の「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップの下での行動に関する共同声明」を契機に同省への支援を本格的に開始した。さらに近年、バリアンタウ省の北部に隣接するドンナイ省でロンタイン国際空港の開港が予定され、本邦資本も含む工業団地の開発も進められている中で、バリアンタウ省における環境に配慮した産業発展の重要性が、日越双方で確認されてきた。

ベトナムでは、産業発展と共に環境保全を重視する政策が強化されており、2020年には環境保護法が改正され、2022年1月から施行となった。これにより、様々な施策がなされ、例えば住民による環境管理、大規模工場への環境モニタリングの強化、環境に配慮した最新技術の導入等が義務付けられた。こうした背景を踏まえて、同省では2050年を見据え、2021年から2030年の期間を対象とした社会経済開発基本計画策定を進め、「環境に配慮した工業団地の設立」を推進することを目的とすることが明記されている。

また、環境配慮型工業団地に係る政策として、「工業団地及び経済区域の管理に係る政令82/2018/ND-CP号（以下、政令82号）」が2018年5月に公布された。さらに政令35/2022/ND-CP号（以下、政令35号）が2022年5月に公布され、工業団地におけるIT活用の推進が定められた（政令82号はこの時点で廃止）。この改定により、IT活用に加え、工業団地のエコ化（汚染源削減、循環型生産、脱炭素化）の促進、工業団地を核とした都市づくりへの土壌が整備された。また、エコ工業団地政策推進の政策策定は、各地方省の責任と明記された。

このような背景からベトナム政府（バリアンタウ省人民委員会）は我が国に対して、「バリアンタウ省環境配慮型及びIT活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）の実施に係る協力を要請した。

本調査では、要請の背景・内容、バリアンタウ省の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、同省における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。これを基に、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文章締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協力・協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年11月上旬～2022年11月下旬）
 - ① 環境配慮型及びIT活用型工業団地（Eco Industrial Park: EIP）に関する国際的な枠組みや議論の最新動向を調査し整理する。また先行しているタイのエコ工業団地の取り組みをまとめ、制度及びその課題を整理する。
 - ② 要請背景・内容を把握（要請書・関連政策・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、政令82号、政令35号を中心とした関連法制度の状況を収集分析し、あわせて担当省庁の整理を行う。
 - ③ 環境配慮型工業団地に適応可能な環境管理手法（例：PRTR（汚染物質排出移動登録制度）、PCM（公害防止監視管理者制度）等）について収集し、その特徴等を含めて整理する。
 - ④ UNIDO（United Nations Industrial Development Organization）が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報を収集・分析する。また可能な範囲で他援助機関による類似の支援がないかを確認し、あった場合は情報を収集する。
 - ⑤ バリアンタウ省における既存及び新規計画工業団地の状況を、インターネット等の公開情報に基づき取りまとめる。
 - ⑥ ①～⑤の検討に基づき、バリアンタウ省で進めるべき環境配慮型及びIT活用型工業団地の推進に向けた現状の課題を可能な範囲で取りまとめる。
 - ⑦ ⑥の検討を踏まえて、不足している情報や関係者への確認事項を整理し、他の団員（環境管理、環境政策、環境配慮型工業団地、データ活用等）とも協議の上、現地業務期間で訪問・協議すべきベトナム側関係機関のリスト案、それぞれの関係機関（バリアンタウ省工業団地管理委員会：BIZA（C/P 機関）、ベトナム国計画投資省：MPI、その他バリアンタウ省内関係機関及び基金（天然資源環境局：DONRE、計画投資局：DPI、商工局：DOIT、化学技術局：DOSTE、情報通信局：DOIC、建設局：DOC、環境保護基金：EPF等）に対する質問票案（英文）をとりまとめ、JICA本部及びJICAベトナム事務所（オンライン）に内容を説明したうえで提出する。質問票は、JICAが越語に翻訳して先方関係機関へ配付することを想定している。
 - ⑧ 環境配慮型工業団地、IT活用推進工業団地の越側の理解を深め、建設的な議論を行うため、日本での環境配慮に関する環境管理手法の取りまとめと、日本における先進的事例を取り上げ、発表資料（英文）を作成す

る。

- ⑨ 近隣国であり、プロジェクト実施中の相互協力等を想定し、タイにおける「PRTR 制度と市民参加によるエコインダストリアルタウン新規汚染管理モデル構築」プロジェクト情報を収集し、本案件に適用可能な内容案を取りまとめる。
- ⑩ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案 (和・英)、PO (Plan of Operations) 案 (和・英) の担当分野関連部分を検討する。
- ⑪ 対処方針会議等に参加する。調査対処方針のうち、担当分野について調査主旨、スケジュール、実施方法等を検討の上、説明し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務期間 (2022 年 11 月下旬～2022 年 12 月中旬)

- ① ハノイにて、JICA ベトナム事務所、関係省庁 (MPI、MONRE 等) や他ドナー (UNIDO など) からの情報収集・ヒアリングを実施する。
- ② 国内準備期間中に作成した発表資料を活用し、他の団員と協議の上、調査事項の説明を行う。ベトナム関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野における日本の先進的な取り組み事例、JICA が実施した「タイ国環境汚染物質排出移動量登録制度 (PRTR 制度) 構築支援プロジェクト」の協力内容をベトナム側関係機関に説明する。また、他分野の団員と協力し、議事録の作成支援を行う。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集する。具体的には、国内準備期間でまとめた (1) ①～⑥の事項について、⑦でまとめた訪問先及び現地調査を通じて確認し、補強を行っていく業務となる。なお、この中でも特に③に記載している環境配慮型工業団地に適応可能な環境管理手法を詳細に確認すること。また、追加的調査事項が必要となった場合は、調査団内で確認し、柔軟に対応する。
- ④ 他の団員と共同し、以下の事項の調査に協力する。
 - (ア) 本プロジェクトにおける我が国自治体の経験の活用及び連携の可能性。
 - (イ) 当分野において現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
 - (ウ) 開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業がベトナム国の「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions) と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動の検討。

- A) 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html) を参考に、プロジェクト実施による温室効果ガス (GHG)削減量を推計する。
- B) 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html) インフラ 12. 工業団地等を参考に、先方政府とともに、気候リスク評価（曝露、ハザード、脆弱性、気候リスク、適応オプションの検討）を実施し、評価結果の要約を作成する。
- ⑤ ベトナム国バリアンタウ省の現状に則した協力内容・プロジェクト活動に係る協議に参加し、他の団員との協議を踏まえ、技術的観点からの提言等を行う。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案(和・英)、PO 案(和・英)、M/M(Minutes of Meetings) 案(英)、R/D (Record of Discussions) 案(英)の作成に協力する。
- ⑦ 他の団員とも協議の上、担当分野に係る現地調査結果をとりまとめ、他団員と協力して JICA ベトナム事務所等にオンライン報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 12 月中旬～2023 年 1 月中旬）

- ① 他の団員とも協議の上、担当分野に係る調査結果をとりまとめ、社内打合せ、帰国報告会に出席して報告する。
- ② 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ③ PDM 案(和・英)、PO 案(和・英)、M/M(Minutes of Meetings)案(英)、R/D (Record of Discussions) 案(英)の作成に協力する。
- ④ 他団員とも協議の上、担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）の作成をとりまとめるとともに、他の業務従事者が作成した報告書（案）を含めた全体の取りまとめを行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2023 年 1 月 13 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本→ハノイ→ホーチミン→日本とし、ベトナム事務所・省庁関連・ドナー（UNIDO 等）からの情報収集・ヒアリングについては、ハノイで実施することを予定しています。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 11 月 25 日～12 月 15 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者より 2 週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と一緒に現地調査を終える予定です。また、JICA が別途契約するコンサルタント団員（評価分析分野）は本業務従事者より 1 週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と一緒に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。現時点でベトナム入国時には隔離期間が不要です。また、ワクチン接種の有無や回数は入国の条件として規定されていません（2022 年 8 月 18 日時点）。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 環境管理（JICA）
- ウ) 環境政策（JICA）

- エ) 環境配慮型工業団地 (北九州市)
- オ) データ活用 (JICA)
- カ) 協力企画 (JICA)
- キ) 工業団地環境管理 (本コンサルタント)
- ク) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎 : あり
- イ) 宿舎手配 : あり
- ウ) 車両借上げ : 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります)
- エ) 通訳備上 : 英語⇄ベトナム語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ : JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

- ベトナム国 バリアブンタウ省環境に配慮した産業集積並びに物流ハブ構想に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート：
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12305462.pdf>
- Lesson Learned and Recommendations on Industrial Environmental Management from Map Ta Phut :
https://www.tei.or.th/file/events/Dissemination_material_Vietnamese_320.pdf
- タイ王国環境汚染物質排出移動量登録制度 (PRTR 制度) 構築支援プロジェクト 事業完了報告書 :
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12251021.pdf>
- ブラジル連邦共和国マナウス工業団地産業廃棄物管理改善計画調査 詳細計画策定調査報告書 :
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11925922_01.pdf
- UNIDO Eco-industrial park initiative for sustainable industrial zones in Viet Nam :
<https://www.unido.org/sites/default/files/files/2019->

[12/EIP_Vietnam-Final_project_report_2019.pdf](#)

➤ Eco-industrial Park Intervention in Vietnam – Perspective from the Global Eco-Industrial Parks Programme :

<https://www.unido.org/stories/fostering-eco-industrial-parks-viet-nam>

➤ 堺市・バリアンタウ省都市間連携による脱炭素・スマートシティ形成促進事業 :

<https://www.env.go.jp/content/900517971.pdf>

② 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理第一チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ 要請書

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を

登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上